

名古屋芸術大学学則

第1章 総則

(名称)

第1条 本学は、名古屋芸術大学（以下「本学」という。）と称する。

(目的)

第2条 本学は、教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）及び学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号。以下「法」という。）の趣旨に則り、芸術に関する専門の学術技芸及び人間発達に関する専門の知識を教授研究し、並びに広範な展望の下、歴史及び社会に位置づけるべき総合的教養を授け、もってわが国の芸術文化及び人間発達の創造発展に寄与しうる人材を養成することを目的とする。

2 本学に置く学部及び学科の目的は、別表0に定めるところによるものとする。

(自己点検及び自己評価)

第2条の2 本学は、前条第1項の教育研究水準の向上を図り、その目的及び使命を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検等」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検等に関する事項は、別に定める。

(学部及び学科)

第3条 本学に、芸術学部及び人間発達学部を置く。

2 芸術学部には芸術学科を、人間発達学部には子ども発達学科を置く。

(留学生別科)

第3条の2 本学に、留学生別科を置く。

2 留学生別科については、第4条、第9条から第9条の3、第12条から第16条、第20条、第20条の2、第5章各条、第22条から第24条、第27条から第29条、第31条、第32条、第33条第5項、第36条、並びに第38条から第44条までの各条の規定を除き、この学則の条項を適用する。

3 留学生別科に関して、この条及び第5条並びに別表第2の4及び別表5を除くほか、この学則（第2項の規定により適用されないものを除く。）と異なる規程がある場合は、当該規程を適用するものとする。

4 留学生別科に関し必要な事項は、規程で定めることができる。

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、在学期間は、原則として通算して8年を超えることができない。

2 前項の規程にかかわらず、学長は、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(定員)

第5条 各学部、学科及び留学生別科の学生の入学、編入学及び収容の定員は、次の表に定めるところによる。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
芸術学部	芸術学科	445名	35名	1,850名
人間発達学部	子ども発達学科	140名	10名	580名
合 計		585名	45名	2,430名
留学生別科	1年課程	20名		20名
	2年課程	20名		40名
合 計		40名		60名

第2章 学年、学期及び休業日

(学年の始期及び終期)

第6条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期及び授業期間)

第7条 学年を前期及び後期の2学期に分ける。

2 各学期の期間は、次の各号に掲げる学期の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前期4月1日から9月15日まで

(2) 後期9月16日から翌年3月31日まで

3 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第8条 休業日及び休業期間は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日
- (3) 開学記念日（5月1日）
- (4) 学院創立記念日（11月22日）
- (5) 春季休業
- (6) 夏季休業
- (7) 冬季休業

2 前項第5号から第7号までに掲げる休業の期間は、学長が別に定める。

3 学長が必要と認めるときは、休業日であっても授業を行うことができる。

第3章 教育課程

(教育課程の授業科目)

第9条 教育課程の授業科目は、全学総合共通科目、専門科目及びコース指定科目とする。

2 全学総合共通科目は、一般科目群及び横断科目群に分ける。

3 専門科目を専門共通、領域共通及び領域展開の科目区分に分ける。

第9条の2 一般科目群を次に掲げる科目群に分ける。この場合において、次の各号に掲げる科目群の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Z群 実践力を身につける
- (2) E群 生活に芸術を根付かせる
- (3) C群 言語コミュニケーション力を養う
- (4) B群 人間文化の基礎を培う

2 横断科目群を次に掲げる科目群に分ける。この場合において、次の各号に掲げる科目群の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) M群 音楽を知る
- (2) A群 美術を知る
- (3) D群 デザインを知る
- (4) H群 子どもを知る
- (5) L群 広い視野を持つ
- (6) P群 グループワーク力をつける

第9条の3 領域共通の授業科目は、芸術教養領域、音楽領域、美術領域及びデザイン領域に関する授業科目をもって編成する。

(教育課程の編成方法)

第10条 教育課程は、授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 各授業科目の区分、名称、単位数、必修科目又は選択科目の別は、別表1-2に定めるところによる。

第11条 (削除)

(教育職員免許状及び保育士資格)

第12条 芸術学部の学生が教育職員免許法（昭和24年5月31日法律第147号。以下「免許法」という。）に定める教育職員免許状（以下「免許状」という。）の授与に係る所要資格を得るために修得しなければならない単位は、次の各号に掲げる教育職員免許法施行規則（昭和29年10月27日文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）に定める科目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育の基礎的理解に関する科目等 別表3-1-1に定める単位
- (2) 免許教科「音楽」の教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目 別表3-2-6に定める単位
- (3) 免許教科「美術」の教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目 別表3-2-7に定める単位
- (4) 免許教科「工芸」の教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目 別表3-2-8に定める単位
- (5) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 別表3-3に定める単位

2 人間発達学部の学生が免許法に定める免許状の授与に係る所要資格を得るために修得しなければならない単位は、次の各号に掲げる免許法施行規則に定める科目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育の基礎的理解に関する科目等 別表3-1-2（小学校免許）及び別表3-1-3（幼稚園免許）に定める単位
- (2) 小学校免許の教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目 別表3-2-4に定める単位
- (3) 幼稚園免許の領域及び保育内容の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目 別表3-2-5に定める単位
- (4) 免許法施行規則第66条の6に規定する科目 別表3-3の表に定める単位

3 人間発達学部の学生が児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）に定める保育士資格を得るために修得しなければならない単位は、次の各号に掲げる科目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 必修科目 別表3-4-1の表に定める単位
- (2) 選択科目 別表3-4-2の表に定める単位

(3) 独自科目 別表3-4-3の表に定める単位

4 本学の学部において免許状の授与の所要資格を得ることができる免許状の種類及び免許状に係る免許教科の種類は、次の表に定めるところによる。

第1欄	第2欄	第3欄
学 部	教育職員免許状の種類	教育職員免許状に係る教科の種類
芸術学部	中学校教諭一種免許状	音楽及び美術
	高等学校教諭一種免許状	音楽、美術及び工芸
人間発達学部	小学校教諭一種免許状	
	幼稚園教諭一種免許状	

第4章 履修方法、単位計算及び単位修得の認定

(修得単位数)

第13条 学生が第4条に定める修業年限内に修得すべき授業科目区分ごとの最低単位数及びその総計は、芸術学部の学生にあつてはニの表、人間発達学部の学生にあつてはホの表に定めるところによる。

ニ

(第13条関係) 芸術学部の卒業要件単位数

授業科目区分			必要単位数
全学総合共通科目	一般科目群	Z群	28単位
		E群	
		C群	
		B群	
	横断科目群	M群	14単位
		A群	
		D群	
		H群	
		L群	
		P群	
専門科目	専門共通		70単位
	領域共通	芸術教養	
		音楽	
		美術	
		デザイン	
領域展開			
コース指定科目			12単位
備考			
1 横断科目群の項に掲げる科目群については、所属コースに係る科目群以外の科目群に属する授業科目の単位を8単位以上修得することを必要とする。			
			卒業要件単位 124単位

ホ

(第13条関係) 人間発達学部の卒業要件単位数

授業科目区分			必要単位数
全学総合共通科目	一般科目群	Z群	28単位以上
		E群	
		C群	
		B群	
	横断科目群	M群	8単位以上
		A群	
		D群	

名古屋芸術大学学則

	H群	
	L群	
	P群	
専門科目		82単位以上
備考	1 横断科目群の項に掲げる科目群については、H群以外の科目群に属する授業科目の単位を6単位以上修得することを必要とする。	
		卒業要件単位 126単位

(委任規程)

第14条 全学総合共通科目、専門科目及びコース指定科目その他本学の教育課程（教職課程を含む。）の履修に関する事項は、別に定める。

(教育職員免許状取得に関する単位)

第15条 第12条第2項に規定する教育職員免許状を得ようとする者は、第13条に定める修得単位数のほか、教育職員免許法（昭和24年5月31日法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年10月27日文部省令第26号）に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(その他の資格等に関する単位)

- 第16条 学芸員の資格を得ようとする者は、第13条に規定する単位のほか、博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年10月4日文部省令第24号）に定めるところにより、別表4-1に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 2 レクリエーションインストラクターの資格を得ようとする者は、別表4-2に定める科目及び単位を修得しなければならない。
- 3 社会福祉主事の資格を得ようとする者は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第19条第1項第1号の規定により、別表4-3に定める科目のうち少なくとも3科目について、同表に定める単位を修得しなければならない。
- 4 児童指導員の資格を得ようとする者は、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第43条各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 5 二級建築士及び木造建築士の受験資格の実務経験を短縮しようとする者は、建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第15条の規定により、別表4-4に定める科目及び単位を修得しなければならない。

(履修方法に関する規格外事項)

第17条 前3条に定めるもののほか、履修の方法に関する事項は、別に規程で定める。

(履修科目の届出)

- 第18条 学生は、毎学期の初めに、履修する授業科目（以下「履修科目」という。）を選択し、及び学長に対し、これを届け出て、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定は、学生が履修科目を変更する場合について準用する。

(単位の計算)

- 第19条 単位は、1単位の履修時間を次の基準により計算する。
- (1) 講義および演習については、毎週1時間15週の講義、演習をもって1単位とする。
- (2) 実習および実技については、毎週2時間15週の実習、実技をもって1単位とする。ただし、卒業制作を除く。
- (3) 個人実技については、150分の実技時間をもって1単位とする。ただし、卒業演奏を除く。

(単位の授与等)

- 第20条 単位の授与は、成績に基づいて、担当教員の評価及び教授会の意見を聴いて学長が行う。
- 2 本学は、一の授業科目を履修した学生に対して原則として試験を行うものとし、当該試験に合格した学生には、所定の単位を与える。
- 3 試験は、原則として、毎学期末又は毎学年末に行う。
- 4 成績の判定は、試験のほか、必要に応じて行う臨時試験並びに論文、レポート及び、作品に基づいて行うものとする。
- 5 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の学校等を含む。以下「大学等」という。）を卒業又は中途退学し、新たに本学に入学した学生が大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目を履修したことにより修得したものとみなすことができる。
- 6 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学への入学後に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、前項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 7 卒業試験に関する事項は、別に定める。
- 8 卒業研究等については、学修の成果を評価して単位を授与する。

(他学部開講科目の履修)

- 第20条の2 学生は、その所属に係る学部（以下「所属学部」という。）以外の学部（以下「他学部」という。）の授業を履修することができる。
- 2 他学部開講科目の履修については別に定める。

(学業成績判定)

第21条 学業成績判定の評価は、秀、優、良、可又は不可とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

2 卒業論文の評価については、合格又は不合格とすることができる。

第5章 卒業及び学位

(学位記)

第22条 本学に通算して4年以上在学し、第13条に定める授業科目を履修し、及び試験に合格して所定の単位を修得した者に、学位記を授与する。

(卒業の認定)

第23条 卒業の認定は、学長が行う。

2 学長は、前項の認定について決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の認定は、学年の終りに行う。ただし、単位未修得のために卒業の認定を受けることができなかった者に関する事項は、別に定める。

(学位の授与)

第24条 本学は、芸術学部を卒業した者に対し、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下本条において「学位規則」という。）に定める学士（芸術）の学位を授与する。

2 本学は、人間発達学部を卒業した者に対し、学位規則に定める学士（教育学）の学位を授与する。

3 学位の授与は、学長が決定する。

4 学長は、前項の決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。

第6章 入学、転学部、転科、転コース、進級、休学、
復学、退学、除籍、再入学、転学、編入学

(入学の時期)

第25条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、第26条第1項第3号、第6号及び第9号に該当する者については、教育上支障がないときは、後期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第26条 本学に入学することができる者は、法第90条及び学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第150条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの

(出願手続)

第27条 入学志願者は、出願の期日までに、次に掲げる書類を学長に提出し、及び入学検定料を納付しなければならない。

(1) 入学志願票

(2) 卒業証明書又は卒業見込証明書

(3) 出身校の調査書

2 入学検定料の額は、別表6に定めるところによる。

3 出願の期日は、毎年、学長が別に定める。

(選抜試験及び入学許可)

第27条の2 学長は、前条の規定により入学出願手続を行った者に対して選抜試験を行い、これに合格し、所定の入学手続を行ったものに対して、入学を許可する。

2 学長は、前項の許可について決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。

(入学手続)

第28条 前条の規定により入学を許可された者は、入学手続の期日までに次に掲げる書類（以下「入学手続書類」という。）を学長に対して提出し、及び第40条第1項に定める入学金その他の納付金を納入しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 個人情報保護に関する承諾書
- (3) 住民票記載事項証明書
- (4) 前3号のほか、学長が定めるもの

2 学長は、第1項の手続きを所定の期日までに行わない者に対して、入学の許可を取消することができる。

（誓約書）

第29条 前条第1項第1号に掲げる誓約書を提出する者（以下本条において「本人」という。）による署名及びその保証人1人による連署を必要とする。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者であり、かつ本人が未成年者の場合にあってはその法定代理人若しくは本人が成年者の場合にあってはその父母（以下「保護者」という。）又は親族でなければならない。ただし、本人に保護者及び親族がない場合には、この限りではない。

3 保証人は、本人が本学に在学している期間、本人に関する一切のことに、責任を負う。

4 本人は、保証人が死亡し、又はその他の事由により保証人としての責任を果たす能力を失ったときは、新たに保証人を定め、遅滞なく学長に対して誓約書を提出しなければならない。

（入学許可書及び学生証）

第30条 学長は、入学手続きを完了した者に対して、入学許可書を交付する。

2 学長は、本学に入学した学生に対して、その入学と同時に学生証を交付する。

3 学生証に関する事項は、別に定める。

（転学部、転科及び転コース）

第31条 学生は、転学部又は転コースをしようとするときは、別に定める手続きを経なければならない。

（進級要件）

第32条 進級は所定の単位を修得しなければならない。

2 進級要件は別に定める。

（休学）

第33条 疾病その他のやむを得ない事由（以下「休学事由」という。）により休学しようとする学生は、学長に対し、休学届を提出しなければならない。

2 前項の休学届には、保証人の連署を必要とする。

3 休学は、1年を超えてすることができない。

4 前項の規定にかかわらず、学長は、特別の理由によりやむを得ないと認めるときは、学生の届により、休学の期間（以下「休学期間」という。）を更に1年延長することを認めることができる。ただし、休学期間は通算して4年を超えることができない。

5 休学期間は、第4条に規定する在学年数に算入しない。

（復学）

第34条 学生は、休学期間の満了又は休学事由の消滅により復学しようとするときは、学長に対して復学願を提出し、その許可を得なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の復学願について準用する。

3 第1項の場合において、休学事由が疾病であったときは、前項の復学願には、医師の作成した当該疾病が治癒したことを証する書類を添付しなければならない。

（退学）

第35条 学生は、やむを得ない事由により退学しようとするときは、学長に対し、退学届を提出しなければならない。

2 第33条第2項の規定は、前項の退学届について準用する。

（除籍）

第36条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- (1) 第4条第1項の規定による在学期間を経過してなお卒業することができない者で、同条第2項の規定により該当する者以外の者
- (2) 第33条第4項の規定による休学期間を経過してなお復学することができない者
- (3) 正当な事由なく授業料その他の納付金を滞納し、督促してもこれを納入しない者
- (4) 死亡した者

2 前項第3号に該当する者に対する除籍は、その事由となった未納金に係る学期の始期の前日にされたものとみなす。

（再入学）

第37条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が、その退学又は除籍のときから2年以内に本学への再入学を願い出たときは、教授会の意見を聴いて、その者の再入学を許可することができる。

- (1) 第35条の規定により退学した者
 - (2) 第36条第1項第2号又は第3号に該当し、同条の規定により除籍された者
 - (3) 第63条の規定により退学の懲戒処分を受けた者で、その懲戒事由が消滅した者
- 2 前項の許可を受けようとする者は、学長に対し、再入学願を提出し、及び再入学金を納付しなければならない。
- 3 第33条第2項の規定は、前項の再入学願について準用する。
- 4 第1項の許可を受けた者（以下「再入学者」という。）の再入学の時期は学期の始めとし、再入学者の再入学時における年次は退学時又は除籍時の年次とする。ただし、退学又は除籍の時点において進級のための要件を満たしていたときは、再入学時における年次は、進級後の年次とする。
- 5 再入学前の在学年数および休学期間は、再入学後の在学年数および休学期間に加算するものとする。
- 6 再入学金に関する事項は、別に定める。

（転学）

第38条 学生は、本学から他の大学に転学しようとするときは、学長に対して理由書を添えて転学届を提出しなければならない。

（編入学）

第39条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者が、本学の第3年次に編入学を希望するときは、選考の上、入学を許可することができる。

- (1) 短期大学を卒業した者
 - (2) 大学を卒業した者または大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (3) 外国の学校教育における14年間の課程を修了した者
 - (4) 高等専門学校を卒業した者
 - (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）
 - (6) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科のうち、文部科学大臣が定める基準を満たすものを修了した者（但し、法第90条に規定する入学資格を有する者に限る）
- 2 前項の許可を受けた者の編入学の時期は、学年の始めとする。
- 3 編入学した者の在学年数及び既修得単位の認定に関する事項は、別に定める。

第7章 入学金、授業料及びその他の納付金

（納付金）

第40条 本学への入学を許可された者は、別表5に定める入学金並びに授業料、教育充実費及び実習費を納入しなければならない。

- 2 本学に在籍する者は、授業料、教育充実費及び実習費を納入しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学校法人名古屋自由学院が設置する本学大学院、学部若しくは短期大学部又は名古屋芸術大学保育専門学校（以下「関連大学等」という。）のいずれかに在籍したことのある者（科目等履修生、研究生又は研修生として在籍した者を除く。）が本学に入学する場合にあっては、その者に対して入学金の納入を全額免除する。

（納入期日）

第41条 納付金は、学長が定める納入期日までに納入しなければならない。

- 2 学長は、納入期日までに授業料、教育充実費及び実習費を納入しなかった者（以下「滞納者」）があるときは、その滞納者が納付金を納入するまでの期間、当該滞納者に対し諸証明の発行を停止し、並びに授業及び試験への出席及び図書館の利用を禁止することができる。

（納付金の返還）

第42条 納入された納付金は、原則として返還しない。ただし、入学手続きを完了した者が本学の定める期日までに学長に対して入学辞退届を提出したときは、既に納付された授業料、教育充実費及び実習費を返還するものとする。

- 2 入学辞退届の提出期日は、合格者に対して合格通知とともに通知するものとする。

（休学生の納付金）

第43条 第33条の規定により休学している学生（以下「休学生」という。）の休学期間が学期の全期間にわたるときは、当該休学生に対して授業料、教育充実費及び実習費の納入を全額免除する。

- 2 前項の場合において、授業料、教育充実費及び実習費の一部又は全部が既に納入されていた場合であっても、前条第1項本文の規定により、これらの納付金は返還しないものとする。
- 3 学生が学期の途中で休学する場合は、当該学期にかかる納付金を納入しなければならない。
- 4 休学者が学期の途中で復学する場合は、当該学期にかかる納付金を納入しなければならない。
- 5 第1項の規定により納付金を免除された休学生は、別表7に定める在籍料を納入しなければならない。

（復学、再入学又は留年時の納付金）

第44条 学生は、復学し、再入学し、又は留年したときは、その入学年度にかかわらず、当該学生が復学し、若しくは再入学し、又は留年した学年度にかかる納付金を納めなければならない。ただし、卒業年度に留年した学生の納付金については、別に定める。

2 第3年次に編入学した者は、当該学年度の第1年次に入学した者と同じ入学金及び当該年度の第3年次の学生と同じ授業料、教育充実費及び実習費を納めなければならない。ただし、関連大学等のいずれかに在籍したことのある者（科目等履修生、研究生又は研修生として在籍した者を除く。）が本学に入学する場合にあっては、その者に対して入学金の納入を全額免除する。

第8章 職員組織

（学長）

第45条 本学に、学長を置く。

2 学長は、本学を代表するとともに、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

（副学長及び学長補佐）

第45条の2 本学に、副学長及び学長補佐を置くことができる。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、学長に事故のあるとき又は学長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 学長補佐は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

（図書館長）

第45条の3 本学に、図書館長を置く。

2 図書館長は、本学附属図書館に関する業務を統括し、教育研究の発展に尽力するものとする。

（学務部長）

第45条の4 本学に、学務部長を置く。

2 学務部長は、学務部に関する業務を統括し、学生の学修・生活全般の向上に尽力するものとする。

（学部長）

第46条 各学部に、学部長を置く。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどり、学部を統轄する。

（学科長）

第47条 各学科に、学科長を置く。

2 学科長は、その学科に関する校務をつかさどる。

（その他の役職者）

第47条の2 第11条から前条までに規定するもののほか、本学には、必要な役職者を置くことができる。

（委任規定）

第47条の3 本章に規定するもののほか、本学に置く役職者に関する事項は、別に定める。

（教員）

第48条 本学に、教育職員（以下「教員」という。）として教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 第1項本文の規定にかかわらず、本学には講師を置かないことができる。

3 教授及び准教授は、学生を教授し、その研究を指導し、及び研究に従事する。

4 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

5 助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

6 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

（教員組織）

第48条の2 本学は、その教育研究上の目的を達成するため、本学の教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置く。

2 本学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制する。

3 第1項から前項までに規定するもののほか、教員組織に関する事項は、別に定める。

（事務教員及び技術職員）

第48条の3 本学に、事務職員を置く。

2 本学に、技術職員を置くことができる。

3 第1項から前項までに規定するもののほか、事務職員及び技術職員に関する事項は、別に定める。

（事務組織）

第48条の4 本学は、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設ける。

2 事務組織に関する事項は、別に定める。

第9章 学長室会議、全学運営会議及び教授会

(学長室会議、全学運営会議及び教授会)

第49条 本学に、学長室会議、全学運営会議及び学部教授会その他の法第93条第1項に規定する教授会を置く。

2 学長室会議、全学運営会議及び学部教授会その他の教授会に関する事項は、名古屋芸術大学組織規程で定める。

第10章 附属図書館

(附属図書館)

第50条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

第11章 委託生、単位互換履修生（特別聴講学生）、科目等履修生及び外国人留学生

(委託生)

第51条 学長は、国若しくは地方公共団体その他の行政機関又は外国政府から教育を委託された者を委託生として教授会の意見を聴いて、受け入れることを許可することができる。

(単位互換履修生、科目等履修生)

第52条 学長は、本学の開講科目について履修を志望する者があるときは、その者に対して単位互換履修生（特別聴講学生）又は科目等履修生として当該科目を履修することを許可することができる。

2 学長は、前項の決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。

3 単位互換履修生特別聴講学生及び科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第53条 学長は、外国人留学生で、本学の開講科目のうち1又は複数の科目について履修を志望する者があるときは、これを許可することができる。

2 学長は、前項の決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。

3 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(準用規定)

第54条 委託生及び科目等履修生については、第4条、第5条、第12条から第15条までの各条、第20条第5項及び第6項、第21条第2項、第5章各条、第31条から第34条、並びに第37条から第44条までの各条の規定を除き、この学則の条項を準用する。

第12章 研究生

(研究生)

第55条 学長は、学部において高度な専門技術および理論について研究しようとする者に対して、教授会の意見を聴いて、研究生として入学することを許可することができる。

2 研究生の入学は学年又は後期の始めとし、その修業年限は1年間又は6か月間とする。ただし、学長は、その在学期間を通算3年まで延長することができる。

3 研究生の定員及び入学資格その他研究生に関する事項は、別に定める。

4 研究生として本学に入学しようとする者は、学長に対し、願書を提出し、及び入学検定料を納入しなければならない。

5 研究生として入学の許可を受けた者は、入学金並びに年間授業料及び実習費を納入しなければならない。ただし、本学の学部を卒業した者に対しては、入学金の納入を免除する。

6 前各号に定めるもののほか、研究生に関する事項は、別に定める。

第13章 厚生保健施設

(保健室)

第56条 本学に、保健室を設ける。

2 保健室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 学生及び職員の健康相談に応ずること。

(2) 疾病を予防するために必要な措置を講じること。

(3) 必要に応じて救急処置を行うこと。

(健康診断)

第57条 本学は、学生及び職員の健康保持のため、毎年、これらの者に対して健康診断（レントゲン検査を含む。）を行う。

(厚生施設)

第58条 本学に、厚生施設を設ける。

2 厚生施設に関する事項は、別に定める。

第14章 表彰及び懲戒

(表 彰)

第59条 学長は、学生として表彰に値すると認める行為があったときは、これを表彰する。

2 学長は、前項の決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。

3 前項の表彰に関する事項は、別に定める。

(懲 戒)

第60条 学長は、教育上必要があると認めるときは、学生を懲戒することができる。

2 学長は、前項の決定を行うに当たり、教授会の意見を聴かなければならない。

3 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

(懲戒事由)

第61条 退学の処分は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく、出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第15章 補則

(補 則)

第62条 この学則施行に関し必要な事項は、学長が定める。

(学則の改廃)

第63条 この学則の改正は、全学運営会議の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正学則は、昭和46年4月1日から施行する。

2 この改正学則施行の際、現に在学する学生の既に修得した科目はなお従前の学則において、それぞれ修得したものとみなす。

附 則

この改正学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則

1 この改正学則は、昭和49年4月1日から施行する。

2 昭和49年3月31日以前に入学した者の授業料は、従前納入されていた額とする。

附 則

1 この改正学則は、昭和50年4月1日から施行する。

2 昭和50年3月31日以前に入学した者の授業料は、従前納入されていた額とする。

3 この改正学則施行の際、現に在学する学生の既に修得した科目はなお従前の学則において、それぞれ修得したものとみなす。

附 則

1 この改正学則は、昭和51年4月1日から施行する。

2 昭和51年3月31日以前に入学した者の授業料は、従前納入されていた額とする。

附 則

1 この改正学則は、昭和53年4月1日から施行する。

- 昭和53年3月31日以前に入学した者の授業料は、従前納入されていた額とする。

附 則

- この改正学則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 昭和54年3月31日以前に入学した者の納付金は、従前納入されていた額とする。ただし、改正納付金は、昭和54年4月1日以降に入学した者に適用する。
- この学則改正の際音楽学部専門教育科目中、楽式論については、現に在学する音楽学部学生に適用する。

附 則

- この改正学則は、昭和55年4月1日から施行する。
- この改正学則施行の際、現に在学する学生の既に修得した科目はなお従前の学則において、それぞれ修得したものとみなす。

附 則

- この改正学則は、昭和56年4月1日から施行する。
- この改正学則施行の際、現に在学する学生の既に修得した科目はなお従前の学則において、それぞれ修得したものとみなす。

附 則

- この改正学則は昭和57年4月1日から施行する。この学則の適用は昭和57年度入学者からとする。
- この改正学則施行の際、現に在学する学生は従前の学則を適用する。

附 則

- この改正学則は、昭和58年4月1日から施行する。この改正学則は、音楽学部授業科目のうち指揮法演習、オルガン奏法特論および器楽特殊研究の三授業科目を除き、昭和58年度入学者より適用する。
- この改正学則施行の際、現に在学する学生には附則1の三授業科目を除き、従前の学則を適用する。
- 改正学則第41条に定める納付金は、昭和58年4月1日以降に入学した者に適用し、昭和58年3月31日以前に入学した者には適用しない。

附 則

- この改正学則は、昭和59年4月1日から施行する。この改正学則の適用は昭和59年度入学者からとする。
- この学則改正施行の際、現に在学する学生は従前の学則を適用する。
- 改正学則第41条に定める納付金は、昭和59年4月1日以降に入学した者に適用し、昭和59年3月31日以前に入学した者には適用しない。

附 則

- この改正学則は、昭和60年4月1日から施行する。この改正学則の適用は昭和60年度入学者からとする。
- この学則改正施行の際、現に在学する学生には第15条を除き従前の学則を適用する。

附 則

- この改正学則は昭和61年4月1日から施行する。この学則の適用は昭和61年度入学者からとする。

附 則

- この改正学則は、昭和62年4月1日から施行する。この学則の適用は昭和62年度入学者からとする。
- この改正学則施行の際現に在学する学生については、教授会が別に定める場合を除いては従前の学則を適用する。

附 則

- この改正学則は、昭和63年4月1日から施行する。この改正学則の適用は昭和63年度入学者からとする。
- この学則改正施行の際現に在学する学生については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附 則

- この改正学則は平成元年4月1日から施行する。この改正学則の適用は平成元年度入学者からとする。
- この学則改正施行の際、現に在学する学生については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附 則

- この改正学則は平成2年4月1日から施行する。この改正学則の適用は平成2年度入学者からとする。
- 平成元年度以前の入学者については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附 則

- この改正学則は、平成3年4月1日から施行する。この改正学則の適用は平成3年度入学者からとする。
ただし、平成2年度以前の入学者については第37条第2項及び第38条は平成3年4月1日から適用し、第44条第1項に限り、平成4年4月1日から適用する。
- 平成2年度以前の入学者については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附 則

- この改正学則は、平成4年4月1日から施行する。

名古屋芸術大学学則

2 この改正学則の適用は平成4年度入学者からとする。ただし、第5条の規定にかかわらず平成4年度から平成8年度までの入学定員は次のとおりとする。

音楽学部	器楽科	75名
美術学部	絵画科	80名
彫刻科		25名
デザイン科		115名

3 第24条については、平成3年9月14日から適用する。

4 平成3年度以前の入学者については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附 則

1 この改正学則は、平成5年4月1日から施行する。この改正学則の適用は平成6年度入学者からとする。

2 平成4年度以前の入学者については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附 則

1 この改正学則は、平成6年4月1日から施行する。この改正学則の適用は平成6年度入学者からとする。

2 平成5年度以前の入学者については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附 則

1 この改正学則は、平成7年4月1日から施行する。この改正学則の適用は平成7年度入学者からとする。

2 平成6年度以前の入学者については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附 則

1 この改正学則は、平成8年4月1日から施行する。この改正学則の適用は平成8年度入学者からとする。

2 平成7年度以前の入学者については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附 則

1 この改正学則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この改正学則の適用は平成9年度入学者からとする。ただし、第5条の規定にかかわらず平成9年度から平成11年度までの入学定員は次のとおりとする。

音楽学部	器楽科	75名
美術学部	絵画科	80名
彫刻科		25名
デザイン科		115名

3 平成8年度以前の入学者については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附 則

1 この改正学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成9年度以前の入学者については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附 則

1 この改正学則は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成10年度以前の入学者については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附 則

1 この改正学則は、平成11年4月24日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

2 平成10年度以前の入学者については、教授会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附 則

1 この改正学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成11年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。

ただし、教授会が認めた場合は、この改正学則を適用することができる。

附 則

1 この改正学則は、平成12年10月28日から施行する。

附 則

1 この改正学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成12年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。

ただし、教授会が認めた場合は、評議会の議を経てこの改正学則を適用することができる。

3 彫刻科は改正学則第3条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この改正学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。
ただし、教授会が認めた場合は、評議会の議を経てこの改正学則を適用することができる。

附 則

- 1 この改正学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。ただし、教授会が認めた場合は、評議会の議を経てこの改正学則を適用することができる。
- 3 第40条第2項及び第44条第2項については、平成15年度入学生から適用する。
- 4 第43条第1項については、平成14年度以前の入学者についても適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。ただし、教授会が認めた場合は、評議会の議を経てこの改正学則を適用することができる。

附 則

- 1 この改正学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。ただし、教授会が認めた場合は、評議会の議を経てこの改正学則を適用することができる。
- 3 第40条第2項については、平成17年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。ただし、教授会が認めた場合は、評議会の議を経てこの改正学則を適用することができる。

附 則

- 1 この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。ただし、教授会が認めた場合は、評議会の議を経てこの改正学則を適用することができる。
- 3 第16条第3項に定めるレクリエーションインストラクターの資格取得については、平成19年4月1日に在籍する学生から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。ただし、教授会が認めた場合は、評議会の議を経てこの改正学則を適用することができる。

附 則

- 1 この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。ただし、教授会が認めた場合は、評議会の議を経てこの改正学則を適用することができる。

附 則

- 1 この改正学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。ただし、教授会が認めた場合は、評議会の議を経てこの改正学則を適用することができる。

附 則

- 1 この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。ただし、教授会が認めた場合は、評議会の議を経てこの改正学則を適用することができる。

附 則

- 1 この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。ただし、教授会が認めた場合は、評議会の議を経てこの改正学則を適用することができる。

附 則

- 1 この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。ただし、教授会が認めた場合は、評議会の議を経てこの改正学則を適用することができる。

附 則

- 1 この改正学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。ただし、教授会が認めた場合は、評議会の議を経てこの改正学則を適用することができる。

附 則

- 1 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。ただし、教授会が認めた場合は、評議会の議を経てこの改正学則を適用することができる。

附 則

- 1 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。ただし、教授会が認めた場合は、全学運営会議の審議を経て、この改正学則を適用することを学長が決する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。ただし、教授会が認めた場合は、全学運営会議の審議を経て、この改正学則を適用することを学長が決する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第45条の4第1項、第2項及び第55条第2項については、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成29年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。ただし、全学運営会議の審議を経、学長室会議の承認を得て、この改正学則を適用することを学長が決する。

附 則

この改正学則は、平成30年12月15日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。ただし、全学運営会議の審議を経て、学長室会議の承認を得て、この改正学則を適用することを学長が決する。

附 則

- 1 この改正学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。ただし、学長室会議及び全学運営会議の議を経て、この改正学則を適用することができる。